国立研究開発法人 日本医療研究開発機構
Japan Agency for Medical Research and Development

令和3年度
事務処理説明書等の主な変更箇所について

経理部契約検査課

Copyright 2021 Japan Agency for Medical Research and Development. All Rights Reserved.

目次

０．はじめに

１．（主な変更箇所説明）事務処理説明書

２．（主な変更箇所説明）様式

０．はじめに

・本資料は令和3年度の「事務処理説明書（委託・補助）」及び「様式」等の変更箇所について、
経理部に関する主な変更点を説明するものです。

・令和3年度の各書式、変更点、ルールを理解するために是非お役立てください。

※　なお、主な変更点のみ取り上げておりますので、本資料で解説していないことや**より詳細な変更点につきましては、<u>必ず</u>ホームページに掲載されている<u>新旧対比表をご参照</u>ください。**

（主な変更箇所説明）

１．事務処理説明書

Copyright 2021 Japan Agency for Medical Research and Development. All Rights Reserved.

1.（主な変更箇所説明）事務処理説明書　（1／4）

（1）『用語の定義』の新設　＜委託：P.5～6/補助： P.5～6＞

・「企業等」及び「大学等」等、事務処理説明書・契約書・補助金取扱要領等に登場する用語の定義の解説を新設しました。

（2）変更承認申請関係の追記及び取扱の一部変更　＜委託：P.16～19/補助：P.13～14＞

①委託事業の「研究開発計画変更承認申請書」に関する「変更内容（例）」について、
「再委託先間の配分額を変更する時」及び「データマネジメントプラン（DMP）に変更がある場合」も研究開発計画変更承認申請書の提出が必要である旨を追記しました。
また、DMPの変更時の注意事項についても追記しました。

②委託事業の「変更届」に関する「変更内容（例）」について、研究開発参加者リストに記載された者の
「エフォート率」や「若手研究者の自発的研究活動等」の変更時も変更届の提出が必要である旨を追記しました。
また、研究開発担当者について、所属部署・役職＜**以外**＞を変更する時は、変更承認申請書の提出が必要である旨を追記しました。

③補助事業の「変更届」に関する「変更内容（例）」について、委託事業に準じた内容に改めました。

④参加者リスト（研究開発参加者リスト・補助事業参加者リスト）の変更に関する「変更届」の集約提出に関する取扱変更・追記
- 令和2年度は多数の課題を有する機関に限っていた、
  変更届の集約提出（年2回）については、課題数に関係なく集約提出可能と変更しました。
- 集約提出の時期（第1回：中間検査時/第2回：翌年度4月10日まで）について、
  中間検査を実施しない場合はAMEDが別途指定する日までの提出が必要である旨を追記しました。
- 集約提出選択時においても、**AMEDが特に要求した場合は変更届の提出が必要**である旨を追記しました。
- **翌年度4月10日までに変更届が提出されなかった場合、原則として当該変更内容を認めない**旨を追記しました。
  （随時・月次提出を選択した場合でも同様です。）

（3）「外貨取引」及び「小数点以下の端数の取扱」に関する追記　＜委託：P.23/補助：P.18＞

①外貨取引の円換算については、各機関の規程による旨を追記しました。
②各種計算時において小数点以下の端数が発生した場合の端数の取扱一覧を追記しました。

Copyright 2021 Japan Agency for Medical Research and Development. All Rights Reserved.

1.（主な変更箇所説明）事務処理説明書　（2／4）

（4）「人件費」に関する変更等

①「大学等」・「企業等」共通の変更等　**<委託：P.32 /補助：P.26>**

・「専従者」の条件を**『継続して６ヶ月以上当該事業に従事させることを人事に関する権限を有する者が証明できる研究員』に変更**しました。
　※　従前の定義（継続して６ヶ月以上勤務できる者）では、10月以降開始課題では条件上専従者を設定できないため。
・専従者の有給休暇時の給与等を、人件費に計上可能である旨を明記しました。
・人件費として計上可能な「各種手当て」の範囲を明記しました。

②「大学等」独自の変更等　**<委託：P.34～35/補助：P.28～29>**

・**エフェート適用者のエフォート証明書については、「エフォート率100%」の場合でも提出必須**と運用を変更しました。
・**エフォート率変更時は変更内容を反映した「参加者リスト」、「エフォート証明書」及び「変更届」の提出が必要**である旨を明記しました。
・**エフォート適用者の有給休暇時の給与を、エフォート率に応じて人件費として計上可能**である旨を明記しました。

※　以下の項目に関しては研究業務推進課作成資料をご参照下さい。
・令和2年度「プロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動について
・競争的研究費の直接経費から研究代表者（ＰＩ）の人件費への支出について
・競争的研究費の直接経費から研究以外の業務の代行経費を支出可能とする見直し（バイアウト制度の導入）について

③「企業等」独自の変更等　**<委託：P.54～61/補助：P.48～56>**

・**時間単価用の人件費単価一覧を変更しました。**この変更に伴い、『国家公務員共済組合制度の適用対象となり、AMEDが使用する健保等級と４等級の格差がある事業者は、４等級加算した等級を適用します。』という運用を廃止しました。

・**健保等級適用単価に基づき人件費単価を算出する場合、常に最新の健保等級単価を適用するよう変更しました。**
（令和2年度は2等級以上の変更がなければ、原則当該事業年度の4月1日時点での単価を適用）

Copyright 2021 Japan Agency for Medical Research and Development. All Rights Reserved.

1.（主な変更箇所説明）事務処理説明書　（3／4）

（5）「謝金」に関する変更 **＜委託：P.62/補助：P.56＞**

・常時研究開発に参加しない学部生等に当該事業に直接必要となるデータ収集や実験補助のような単純労働をさせ、対価を支払う場合は、**参加者リストに登録した上で、「謝金」ではなく「人件費」として計上するよう取扱を変更しました。**

（6）「リース・レンタル」の条件追記 **＜委託：P.64/補助：P.64＞**

・リース終了後の所有権移転を前提としたリース契約を認めない旨を追記しました。
・リース期間は対象資産の耐用年数とする旨を追記しました。

（7）リース料・レンタル料、ソフトウェアライセンス・雑誌年間購読料、保守費等の計上範囲の補足
＜委託：P.64/補助： P.64＞

・期間の定めがない（無期限である）ライセンス料については、支払った事業年度に全額計上する旨を追記しました。

（8）直接経費における消費税の取扱い変更等 **＜委託：P.67～68＞**

・不課税取引等に係る消費税相当額を、直接経費の「その他」に計上しないことを選択した場合、当該相当額分は機関の自己負担になる旨を明示しました。（軽減税率適用取引における通常の税率と軽減税率の差額についても同様です。）
・軽減税率適用取引において、通常の税率と軽減税率の差額は、直接経費の「その他」に「軽減税率差額」として、計上するよう取扱を変更しました。（仮受消費税留保額計算表は廃止）

※　本資料P.11　2.（2）も併せてご覧下さい。。
※　補助事業における「委託」先においても上記と同様の取扱をお願い致します。 **＜補助：P.90～91＞**

Copyright 2021 Japan Agency for Medical Research and Development. All Rights Reserved.

1.（主な変更箇所説明）事務処理説明書　（4／4）

（９）「大学等」における物品の取扱の変更等

①「大学等」独自の変更　**＜委託：P.79～80＞**

・**「受託研究規程」等を提出しない機関は、取得物品の取扱は「企業等」に準じるという取扱を削除**しました。

・AMEDからの提供物品が不要になった場合には、（「物品不要・処分申請書」の提出に先立ち、）AMED所管事業課に相談しなければならない旨を記載しました。

・研究開発担当者の移籍等により別の所属機関でAMEDの研究を継続して実施する時に、旧所属機関に所有権が帰属している取得資産（当該研究の推進のため購入したもの）を新所属機関に移動させて使用する場合、当該取得資産が処分制限期間中であれば、旧所属機関から新所属機関に「無償貸与」を行う旨を追記しました。
（処分制限経過後は令和2年度と同様、「無償譲渡」にて新所属機関に所有権を引き継いでください。）

②「企業等」独自の変更　**＜委託：P.81～83＞**

・**３月に直接経費で取得した、『「取得価格税込み50万円以上」且つ「耐用年数1年以上」の物品等』の取得の報告については、３月の最終営業日までに実施**する必要がある旨を追記しました。
※　通常は当該資産取得月の翌月10日まで。

（１０）消費税及び地方消費税に係る仕入控除額の確定に伴う補助金の返還に関する説明追記　**＜補助：P.９３＞**

・補助事業に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額に伴い補助金の返還を求める理由等を追記しました。

・上記返還について、返還不要となるケースを追記しました。

（１１）繰越申請に関する記載変更　**＜委託：P.104～108/補助：P.98～102＞**

・繰越申請に関する記載について、令和2年度に実施した様式変更（※）等を反映した記述に変更しました。
※　「繰越を必要とする理由書」を「箇所別調書及び理由書」に変更した。

Copyright 2021 Japan Agency for Medical Research and Development. All Rights Reserved.

（主な変更箇所説明）

2.　様 式

Copyright 2021 Japan Agency for Medical Research and Development. All Rights Reserved.

２．（主な変更箇所説明）様式　（1／3）

（１）「経費等内訳・契約項目シート（委託事業用）」及び「経費等内訳・補助項目シート（補助事業用）」

①「研究開発タグ」の新設について

AMEDの設立目的及び中期目標と、医療研究開発のPDCAサイクルに照らして採択課題の進捗状況並びに成果の達成状況を構造的俯瞰的に把握するための整理分類のため、「研究開発タグ」を新規に設定致しました。このタグは、研究対象の疾患名、研究の領域・目的等を入力・選択頂くものです。研究開発課題に関する国民に対する説明責任をより明確に果たすための情報分析等に用いるものですので、入力等ご対応をお願いいたします。

※　当該課題の代表機関のみ入力をお願いします。（分担機関、再委託先等は記入不要です。）

※　入力・**選択肢**方法等については、入力用シートに解説を記載しています。

②「人件費（実績単価）」シート

・参加者リスト等における「エフォート率」との混同回避のため、G列を「エフォート率」から「従事率」に変更しました

【補足】『従事率』と『エフォート率』の違い

人件費（実績単価）シートにおける従事率	参加者リスト等におけるエフェート率
人件費を計上する人員（**研究者以外も含む**）の、人件費を計上する期間（支払月数）の全仕事時間（研究以外の仕事時間も含む）100%に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合（%）	研究者の、年間の全仕事時間（研究以外の仕事時間も含む）100%に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合（%） （なお、参加者リストのエフォート率は、エフォートで人件費計上する人のみ記載してください。）

Copyright 2021 Japan Agency for Medical Research and Development. All Rights Reserved.

２．（主な変更箇所説明）様式　（2／3）

（２）収支決算書の変更　※　本変更については、令和2年11月に先行実施済みです。

①　仮受消費税留保額計算表を削除しました。併せて収支決算書本紙の関連する項目等も削除しています。
なお、「軽減税率と通常税率分の差額」については、「直接経費」の「その他」に計上をお願いします。

※「軽減税率と通常税率分の差額」を自己負担する場合及び機関が免税事業者等に該当する場合は記載しないでください。
※　本資料P.9　２．（8）も併せてご覧下さい。

②　「不課税取引等に係る消費税相当額」及び「軽減税率と通常税率分の差額」について、直接経費の「その他」の欄に計上するか否か）を表明する（計上しない場合はその理由も含む）欄を新設しました。
※　当該課題において、不課税取引等及び軽減税率適用対象の取引がいずれも存在しない課題においては、仮にその取引が発生していた場合の機関の方針を選択してください。

③　「支出額における間接経費を確認する項目」を新設しました。
本項目については、以下の条件のいずれかを満たした場合に「ERR」が表示されます。
・支出額における間接経費の**率**（間接経費÷直接経費合計）が、契約時の間接経費率を超過している。
・支出額における間接経費の**額**が、契約時の間接経費の額を超過している。

※　１２ページに収支決算書の記入例の一部を掲載しております。

Copyright 2021 Japan Agency for Medical Research and Development. All Rights Reserved.

２．（主な変更箇所説明）様式　（3／3）

（ 報告様式1別紙イ ）

記 入 例

AMEDが付与した課題管理番号を入力して下さい。

e-Radにおいて付与された課題IDを入力して下さい。

e-Radにおいて付与された研究開発担当者の研究者番号を入力して下さい。

e-Radにおいて付与された代表機関の研究機関番号を入力して下さい。

支　算

課題管理番号	20zz0000000h0000	課題ID（e-Rad）	12345678	研究者番号	12345678	研究機関番号	1234567890

（単位：円）

委託種別		総額			直接契約分（研究開発代表機関）			再委託費合計		
機関名					○○○○○○					
		契約額	支出額	差引額	契約額	支出額	差額	契約額	支出額	差額
総額（A＋B）		12,878,440	12,962,822	−84,382	12,462,440	12,608,822	−146,382	416,000	354,000	62,000
直接経費（A）	物品費	981,491	2,395,807	−1,414,316	901,491	2,320,807	−1,419,316	80,000	75,000	5,000
	旅費	1,080,000	132,536	947,464	1,000,000	71,536	928,464	80,000	61,000	19,000
	人件費・謝金	8,440,000	7,073,013	1,366,987	8,360,000	7,019,013	1,340,987	80,000	54,000	26,000
	その他	1,148,000	2,150,530	−1,002,530	1,068,000	2,065,530	−997,530	80,000	85,000	−5,000
	直接経費合計	11,649,491	11,751,886	−102,395	11,329,491	11,476,886	−147,395	320,000	275,000	45,000
間接経費（B）		1,228,949	1,210,936	18,013	③ 1,132,949	1,131,936	1,013	96,000	79,000	17,000
間接経費率	（上限額）／判定	契約時の間接経費率を百分率（%）で入力して下さい→			10%	1,132,949		契約時の間接経費率を百分率（%）で入力して下さい→		
返還額				63,513	間接経費率を百分率（%）で入力してください。		1,013	支出額における間接経費の額は、積算額（支出額における直接経費合計に間接経費率を乗じた額）が原則です。ただし、積算額が契約額における間接経費の額を超過する場合は、契約時の間接経費の額を入力して下さい。		62,500
自己充当額				(154,395)			(147,395)			(7,000)
繰越額	直接経費			5,000	間接経費の上限額（『契約額における間接経費の額』または『支出額における直接経費合計に間接経費率を乗じた額』のいずれか低い方）を自動計算します。なお、本紙においては本項目は非表示としています。					5,000
	間接経費			1,500						1,500
	合計			6,500			0	上限額を超過していないか確認します。間接経費の上限額（『契約額における間接経費の額』または『支出額における直接経費合計に間接経費率を乗じた額』のいずれか低い方）を超過している場合、「ERR」と表示されますので、適宜確認・修正をお願いします。※中間検査時においては超過確認は行いませんので、「ERR」が表示されたまま提出されて問題ございません。（計算式を削除しないで下さい。）		6,500
差引				② 0			0			0
不課税消費税相当額等の取扱					計上／非計上（自己資金負担）／非計上（免税事業者等）					
備考欄					繰り越し・返還あり					

「不課税消費税相当額」及び「軽減税率と通常税率分の差額」（以下、不課税消費税相当額等）について、「直接経費」の「その他」に計上するか否かの意思表示を○印で選択してください。（該当しない方の選択肢の削除でも可）
※支出額に内に不課税消費税相当額等が存在しない場合でも選択をお願い致します。
※免税事業者等に該当する場合は「非計上（免税事業者等）」を選択してください。

※　　の欄に記入してください。

以上で説明は終了いたします。
ご視聴ありがとうございました。

Copyright 2021 Japan Agency for Medical Research and Development. All Rights Reserved.